

一般社団法人日本ライフオーガナイザー協会

# リユースオーガナイザー会 員 規 約

# 一般社団法人日本ライフオーガナイザー協会

## リユースオーガナイザー会員規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (活動目的等)

1 一般社団法人日本ライフオーガナイザー協会認定資格であるリユースオーガナイザー資格を保有するリユースオーガナイザーは、リユースの知識や技術を持つ「捨てない片づけ」を促進するスペシャリストであり、モノを捨てずに循環させること、ライフスタイルにリユースを定着させること、モノが手放せないと悩む人たちのサポートや地方自治体のゴミ問題にも貢献することを目的とし活動しています。

2 前項の活動目的を達成するために、当会員組織はリユースオーガナイザー会員を募り、会員組織を構成します。(以下、「当組織」という)

#### 第2条 (本規約の範囲)

本規約は、当組織に会員として入会したものが、当組織の会員として行う一切の行為に適用されます。

### 第2章 会員

#### 第3条 (会員資格)

リユースオーガナイザー2級、1級、インストラクター資格のいずれかを保有する個人であり所定の入会手続きを完了させた者は、会員になる資格を有することとします。

#### 第4条 (入会)

次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合、当組織の会員となり、当組織との間に会員契約が成立したものとします。

- (1) 当組織所定の申込み方法により会員として申込みをしていること
- (2) 会員証発行費用が指定する期限までに支払ったこと
- (3) 本規約内容に同意していること

#### 第5条 (入会の不承認)

次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合、当組織は入会を承認しないことがあります。

- (1) 入会申込書 (オンライン入会フォーム) の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

- (2) 過去に当組織から会員資格を取消されたことがある場合
- (3) その他当組織が、会員契約を締結することが不適当な事由があると判断した場合

#### 第6条(会費の支払い等)

- 1 会員登録料および会員更新料は無料です。  
別途会員証発行にかかる費用は実費となります。
- 2 会員証発行費用は、続き時に一括払いとします。
- 3 会員証発行費用は、当組織が別途指定する銀行口座に振込む方法でお支払い頂きます。

#### 第7条(会費等の払戻)

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還致しません。

#### 第8条(有効期限)

毎年4月1日から3月31日までを1事業年度とし、会員契約の有効期間は、会員になった日から起算して最初に訪れる3月31日までを初年度とし、3事業年度とする。次の各号に掲げる全てを満たした場合は、会員契約は更新されたものとし、その後もまた同様となります。

- (1) 所定の登録手続きを期限内に完了させていること
- (2) 当組織より会員契約を更新しない旨の通知を受けていないこと
- (3) 本規約に違反していないこと

#### 第9条(変更の届出)

- 1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、当組織への届出事項に変更が生じた場合には、2週間以内にその旨及び変更後の事項を当協会に対して通知する必要があります。  
(jimukyoku@jalo.jp あてに件名を「リユースオーガナイザー会員登録情報変更」としメールでご連絡ください。)
- 2 当組織は、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負いません。

#### 第10条(会員の資格承継)

- 1 会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとします。
- 2 会員の地位の第三者への承継は一切出来ません。

#### 第11条(退会)

会員は、退会をしようとする時は、その退会の日から1ヶ月前までに、当組織所定の方法により退会の通知をすることにより、退会することが出来ます。(jimukyoku@jalo.jp あてに件名を「リユースオーガナイザー会員退会希望」としメールでご連絡ください。) また会員更新時期に更新手続きがなされない場合は、理由の如何を問わず退会となります。退会後は理由の如何を問わず、著作物の使用は一切で

きません。

#### 第12条(会員資格の取消し)

当組織は会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、本会員契約を解除し、会員資格及び取得済みの資格を剥奪することが出来るものとします。

- (1) 当組織の名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと、当組織が認めた場合
- (2) 当組織に許可なく、当組織の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (3) 当組織に許可なく、当組織と競業する行為（コンサルティング業務含む）を行った場合
- (4) 当組織に許可なく、当組織及び関連法人の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (5) 当組織に許可なく、当組織及び関連法人の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (6) 当組織に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (7) 当組織又は一般社団法人日本ライフオーガナイザー協会及び関連法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (8) 当組織の事業活動を妨害する等により当組織の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (9) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (10) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (11) 本規約又は、その他当組織が定める規約に違反した場合
- (12) その他、会員として不適格と当組織が判断する相当な事由が発生した場合

### 第3章 会員の権利

#### 第13条(権利)

リユースオーガナイザー会員は、次の各項目に掲げる権利を有します。

- ① リユースオーガナイザーを名乗り、講師活動をする権利（無償・有償問わず）
- ② 講座開催告知システム使用权（資格認定講座のみ告知可）
- ③ 配布講座コンテンツの使用权講座開催告知システム使用权
- ④ ヤフオク！日本ライフオーガナイザー協会専用ストアの使用权（1級資格及び古物商許可必須）
- ⑤ 専用 ChatWork グループ使用权
- ⑥ リユースオーガナイザーのロゴ使用权の付与

### 第4章 その他

#### 第14条(著作権)

- 1 当組織によって制作される著作物の著作権は全て当組織及び日本ライフオーガナイザー協会に帰属します。
- 2 当組織によって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

#### 第15条(秘密保持)

- 1 会員は、本規約に基づく会員契約の有効期間中並びに契約の期間終了後3年の間は、当組織によって開示された、当協会固有の技術上、営業上その他事業の情報(以下「秘密情報」という)を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示してはなりません。
- 2 会員は、当組織から開示された秘密情報を、自己の従業員その他企業内の者(以下本条において「従業員等」という)に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示することができるものとします。なお、会員はその場合、当該従業員等に対して本規約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、従業員等の行為について全責任を負います。
- 3 当組織は会員の従業員等において前項の義務に違反する状態を覚知した場合、直ちに乙又は乙の従業員等に対して、当該違反状態を是正するために必要な措置を講じることを求めることができるものとします。

#### 第16条(競業禁止)

会員は、本契約の期間中並びに本契約の終了後3年の間は、当組織の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもって本業務と同種又は類似の役務を提供してはならず、いかなる従事もしてはなりません。

#### 第17条(個人情報)

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び更新提出書類に記載された個人情報を、当組織が利用又は、第三者へ提供することができます。

- (1) 当組織の活動に関して使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第18条(免責及び損害賠償)

- 1 会員は、当組織の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または、第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとします。
- 2 仮に当組織が会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当組織は、間接損害、特別損害、遺失利益、ならびに第三者からの請求及び、軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

- 3 会員が退会・除名等により会員資格を損失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
- 4 会員は故意又は過失により当組織に損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとします。

#### 第 19 条(規約の追加・変更)

当組織は、日本ライフオーガナイザー協会理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することができるものとします。当組織により変更された本規約は、当組織の専用 ChatWork ページに掲載された時点で、効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

#### 第 20 条 (条項等の無効)

本契約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本契約の効力は影響を受けないものとします。

#### 第 21 条 (訴訟管轄)

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

#### 第 22 条 (協議事項)

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上、本規約の効力は令和 2 年 4 月 1 日より、生じるものとします。